

## <補助事業> 医療ものづくり推進のための試作品開発・製品化支援事業補助金

公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）では、「医療ものづくり推進のための試作品開発・製品化支援事業補助金」に係る申請テーマを、以下の要領で広く募集します。

### 1 事業の目的

医療機器関連分野の新規参入・事業拡大を目指す研究開発型の中小企業者及び団体、創業者が、臨床現場や医学会等のニーズを踏まえつつ、自らが保有する技術力等の各種経営資源を活かし、新たな試作品の開発や製品化へ向けた販路開拓等に要する経費の一部を財団が補助することにより、その実現を着実なものとし、もって中小企業者等の持続的な成長・発展を促進するとともに、地域産業の振興に寄与することを目的とするものです。

### 2 応募資格

次の各項のすべてを満たす者とします。

(1) さいたま市内に事業所がある研究開発型の中小企業等

(2) 次のいずれかに該当する者

- ① 医療機器関連産業への参入に関心を持っている段階、または参入に向けた検討や活動をしている参入ポテンシャル企業
- ② 既に医療機器関連産業へ参入済みであり、自らの強みやノウハウを活かした新規事業にも積極的なリーディング企業
- ③ 「さいたま医療ものづくり都市構想推進事業」の趣旨を理解し、積極的な参画を行っている企業

(3) 医療ものづくり試作品開発・製品化補助事業により、医療機器関連産業への参入や、医療機器関連産業へ参入済み  
企業の持続的な成長・発展の促進に寄与する効果が期待できる状況であると判断されること。

### 3 補助金の交付対象事業

(1) 臨床現場や医学会等のニーズを踏まえたフィジビリティ・スタディや販路開拓、および試作品の開発等に要する経費の補助事業（以下、「入口支援事業」という。）

(2) 医療機器製造販売企業等のニーズを踏まえた製品化へ向けての改良や評価、および医薬品医療機器等法承認等、市場化のために要する経費の補助事業（以下、「出口支援事業」という。）

### 4 補助金限度額と対象経費

(1) 入口支援事業の補助金限度額は 100 万円、かつ対象経費の 3 分の 2 以内とする。  
（1 件程度の採択を予定）

(2) 出口支援事業の補助金限度額は 200 万円、かつ対象経費の 3 分の 2 以内とする。

(1 件程度の採択を予定)

5 実施要綱・申請書類 (下記リンクよりダウンロードください。)

■ 実施要綱 <http://www.sozo-saitama.or.jp/topics/01-1%E3%80%80jisshiyokou.pdf>

■ 申請書式 <http://www.sozo-saitama.or.jp/topics/02%E3%80%80deguchishien.docx>

ご応募にあたっての詳細は、実施要綱をご確認ください。

申請にあたりましては、申請前 (ご記入前) に下記担当までご相談ください。

<お問い合わせ先>

公益財団法人さいたま市産業創造財団

支援・金融課 医療・IoT 推進チーム

丸山

E-Mail : [iryous@sozo-saitama.or.jp](mailto:iryous@sozo-saitama.or.jp)